

## P7

自転車のいわゆる青切符対象113種類の違反には、速度超過（道路交通法第22条違反）が含まれます。

|      |                   |         |
|------|-------------------|---------|
| 反則金も | 時速15km未満          | 6,000円  |
|      | 時速15km以上時速20km未満  | 7,000円  |
|      | 時速20 km以上時速25km未満 | 10,000円 |
|      | 時速25km以上時速30km未満  | 12,000円 |

と規定されています。

では、運転免許証を持っている人は、違反点数も付されるのか？と疑問が湧きますよね。

自転車で交通違反をした場合は、運転免許の点数は付加されません。

ただし、既に2015年から危険な違反を繰り返す自転車運転者には、「自転車運転者講習」の受講が命じられるペナルティがあります。

この「自転車運転者講習制度」は、自転車運転中に信号無視等の危険な交通違反を3年以内に2回以上繰り返した、14歳以上の者に対して、都道府県公安委員会が、交通事故防止のための講習を受けるよう命令する制度です。

受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

さらに、自動車の運転免許保持者には、違反点数には影響はないものの、「危険性帯有（きけんせいたいゆう）」という規定により、「自転車でひき逃げ事件や死亡事故等重大な交通事故を起こした場合」や「酒酔い運転・酒気帯び運転をはじめとする特に悪質・危険な違反を犯した場合」は、自動車の運転免許が最大6箇月間停止されることがあります。



# えっ！ これも違反？

## さあ！ 貴方ならどうする？

### 第2弾 自転車・自動車編



横断歩行者妨害？



安全な  
速度と間隔って？

道をあけて！  
危ないよ！



一般財団法人兵庫県交通安全協会



Podcastはこちらから！

## P1 1 信号機のない横断歩道を渡る人がいましたが、先に通過できると思い停止しなかったら、違反？

自転車で車道の左端を走行中、前方の信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしているのが見えました。

十分に、こちらが先に通過できると思い、そのまま通過したら、歩行者が驚いて足を止めました。急ブレーキをかけて停止する方が危険だし、自転車は車ではないので、停止する義務はないと思い通過しました。また、こちらが止まると、歩行者も早く横断しようと気を使うかもしれないと思ったのです。結果として、歩行者に接触することなく、安全に通過できました。

この行為は、下の①～③のどれに該当するでしょうか？



- ① 横断歩道を渡ろうとしている歩行者の通行を妨げたので違反
- ② 先に横断歩道に入った方が優先なので違反ではない
- ③ 自転車は、車ではないので歩行者の通行を妨げても違反ではない

【答え】 ① 横断歩道を渡ろうとしている歩行者の通行を妨げたので違反

自転車は、道路交通法で軽車両に区分されるため、車両として規制の対象となります。

道路交通法第38条第1項は、「車両等は、（中略）横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない」と定めています。

信号機のない横断歩道の手前では、軽車両である自転車も、横断歩道を渡ろうとする歩行者に道を譲り、その通行を妨げてはなりません。

左折レーンを直進すると、左折車に巻き込まれる危険があるので、十分に注意をしましょう。直進できるからと言って、左折しようとしている自動車の左側をすり抜けるような走行はやめましょう。

## 5 自転車も速度超過は、違反？

ロードバイクで軽快に道路の左端を走行していました。下り坂になり何キロまでするか、挑戦しようとして、懸命に漕ぎスピードを上げると自転車の速度メーターが、時速60kmを示していました。

その道路は、速度規制40kmの標識がありました。

この行為は、下の①～③のどれに該当するでしょうか？

- ① 自転車も車両ですから、道路標識の指定速度を超えているので、違反
- ② 自転車はエンジンもなく人力なので、速度規制はない
- ③ 自転車には、法定速度がないので、違反ではない

【答え】 ① 自転車も車両ですから、道路標識の指定速度を超えているので、違反

自転車も道路標識で最高速度が指定されている場所では、道路標識に従う義務がありますので、速度超過（スピード違反）になります。

したがって、正解は①となります。

道路標識で速度制限の規制がない道路では、自転車には、速度制限はありません。

しかし、たとえ道路標識により、速度規制がなされていなくても、周囲の安全を無視した速すぎる運転は、危険運転や安全運転義務違反に問われる可能性がありますので注意しましょう。

【答え】 ② 約50cmほどでは、速度を落とさずに自転車の側方を通行するのに十分な間隔とはいえないので、違反

2026年4月1日、道路交通法が改正され、第18条（左側寄り通行等）の規定に第3項と第4項が追加されました。

- 第3項は、自動車等は、自転車等との「間隔に応じた安全な速度」で進行 また、
- 第4項は、自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければならないと定めています。

（自転車側の違反：被側方通過車義務違反）

設問のように時速約40kmで通過し、自転車との間隔は約50cmですので、十分な間隔とは言えず、追越し時のスピードを十分に落とす必要があります。したがって、正解は②となります。

十分な間隔と安全な速度については、明確な規定はありませんが、警察庁では、「少なくとも1メートル程度間隔を空ける」ことを推奨しています。



そして、十分な間隔（約1メートル）

が確保できないときは、時速20kmから時速30km程度に減速し、安全な速度で運転するようにしましょう。

ただし、これはあくまでも目安です。自動車等と自転車等との具体的な走行状況、道路状況や交通状況等により異なることを理解しましょう。

では、自動車が自転車を追い越すために、黄色実線の中央線をはみ出すのは違反になるのか？と疑問が湧きますよね。

道路交通法第30条には、「車両は（中略）他の車両（特定小型原動機付自転車等を除く）を追い越すため。進路を変更し又は前車の側方を通過してはならない。」と規定しており、「特定小型原動機付自転車等」には、軽車両（自転車）も含まれ、自転車は追越し禁止の対象外となることから、自動車が自転車を追い越すときに黄色実線を越えても違反にはなりません。

### 3 <sup>てい</sup>丁字路を自転車で走行中、車の後に続いて右折したら違反？ P4

片側1車線の道路の左端を走っていると、前方に丁字路の信号交差点が見えました。信号も青色で対向車も、後続車もなく、交通量も少なかったので、前に進む車と同じように、安全を確認しながら右折しました。この行為は、下の①～③のどれに該当するでしょうか？



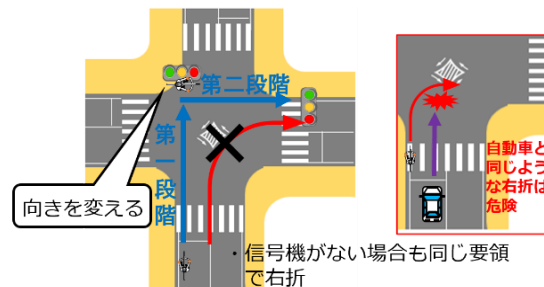
- ① あらかじめ道路の中央まで進路変更せず、左側端から右折したので、違反
- ② 青信号で直進した後に停止し、向きを右に変えて二段階右折しなかったので、違反
- ③ 青信号で右折したのだから、違反ではない

【答え】 ② 青信号で直進した後に停止し、向きを右に変えて二段階右折しなかったので、違反

自転車は、道路の左端を通行し、原則として車両用信号機にしたがわなければなりません。（ただし、「歩行者・自転車専用」の表示板がある歩行者用信号機にあっては、それに従わなければなりません。）

また、道路交通法では、自転車（軽車両）の右折方法について、「あらかじめその手前からできる限り道路の左端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない」（道路交通法第34条第3項）としています。

つまり、自転車で右折する場合は、車線の数にかかわらず、どのような交差点であっても、二段階右折をしなければならないことを定めているのです。したがって、正解は②となります。自転車は、車道走行が原則ですが、車と同じように走行できるものではありません。



## P5 4 左端の車線が左折専用レーンとなっている交差点で、左折レーンから直進するのは、違反？

自転車で車道の左端を走行中、交差点手前で、左折レーンに変わりました。交通量も多く、直進のレーンに移ることもできません。前を走る車が左折するのを確認した後、後方の安全も確認して、そのまま直進しました。対向の右折車もなく、交差点を抜けることができました。

この行為は、下の①～③のどれに該当するのでしょうか？

- ① 直進レーンに移る変更をせず、左折レーンを直進したので、違反
- ② 自転車は、車道の左側端を走行する義務があるので、違反ではない
- ③ 横断歩道か自転車横断帯を通行しなかったのが、違反



【答え】 ② 自転車は、車道の左側端を走行する義務があるので、違反ではない

自転車は、原則として車道の左側端を走行しなければなりません。

そして、複数の車線がある道路を走行するときは、一番左の車線を走行することとされています。（道路交通法第20条第1項）

道路標識等によって、自転車を指定した進行方向別通行区分の規制がある場合は、その規制に従って走行する必要がありますが（道路交通法第20条第2項）、設問の交差点は、そのような規制はありませんので、一番左の車線が左折専用レーンであっても、そのまま直進することができます。

したがって、正解は②となります。

このように自転車は、左折レーンを直進することができますが、安全確認をしっかりと、安全に走行して下さい。



したがって、正解は①となります。

P2

兵庫県では、県警が推進する「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」があります。信号機のない横断歩道での事故を防ぐため、歩行者とドライバーが「手と目」で合図し合う取り組みです。この運動は、自転車も車も同じです。横断歩道は、歩行者優先です。歩行者の安全を守りましょう！

自転車は、軽車両＝車の仲間、という意識を常に忘れずに自転車を利用して下さい。

では、自転車に乗ったまま横断歩道を渡るのは、違反になるのでしょうか？と、そんな、疑問が湧きますね。

歩行者の通行を妨げるおそれがないのであれば、自転車に乗ったまま横断歩道を通行することができますが、横断中の歩行者がいるなど、その通行を妨げるおそれがあるときは、自転車から降りて、自転車を押して横断歩道を渡りましょう。



## 2 自動車で走行しているとき、間隔をあげず、速度も落とさず自転車を追い越すのは、違反？

追越しのためのはみ出し禁止の黄色の中央線が引かれた、見通しの良い直線道路を制限速度内の時速約40kmで走行中、左前方に自転車に乗っている人が見えました。その自転車も道路の左端を危なげなく軽快に走っていましたので、その横を、約50cmほどの距離を空けて、対向車線にはみ出すことなく、そのままの速度で自転車を追い越しました。

この行為は、下の①～③のどれに該当するのでしょうか？

- ① 対向車線にはみ出さなくとも、追い越し禁止道路なので、違反
- ② 約50cmほどでは、速度を落とさずに自転車の側方を通行するのに十分な間隔とはいえないので、違反
- ③ 約50cmほど空けておれば、速度を落とさず、自転車の側方を通行しても違反ではない

